

筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

筑前町長 田頭善久己

筑前町条例第24号

筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

筑前町子ども医療費の支給に関する条例（平成17年筑前町条例第75号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) 略 (3) 児童 <u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。 — — — — — — (4) 及び (5) 略	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) 略 (3) 児童 <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>をいう。</u> ア <u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> イ <u>12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> ウ <u>15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> (4) 及び (5) 略

(子ども医療費の支給)

第4条 町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療

_____に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、児童の入院以外に係る_____自己負担分相当額のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに1月につき1,000円（自己負担分相当額が1,000円に満たない額の場合は、当該額）については、支給しない。

2及び3 略

(受給資格の認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、町長に対し申請をし、子ども医療費

(子ども医療費の支給)

第4条 町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療（第2条第3号ウに掲げる児童にあっては、入院に係る医療に限る。）に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第3号に掲げる児童にあっては、自己負担分相当額のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____については、支給しない。

- (1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）
- (2) 前号に規定するもの以外の場合次に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第2条第3号アに規定する児童 1月につき1,200円（ただし、自己負担相当額が1,200円に満たない額の時は、当該額）
 - イ 第2条第3号イに規定する児童 1月につき1,600円（ただし、自己負担相当額が1,600円に満たない額の時は、当該額）

2及び3 略

(受給資格の認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、町長に対し申請をし、子ども医療費

の受給資格の認定を受けなければならない。 _____

(子ども医療証の交付)

第6条 町長は、子ども _____
_____の保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 略

(支給の方法)

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を、保険医療機関等の請求に基づき受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支給するものとする。

2 前項 _____の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、又はその他町長が第1項 _____に規定する 方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

の受給資格の認定を受けなければならない。ただし、第2条第3号ウに規定する児童の保護者は、この限りでない。

(子ども医療証の交付)

第6条 町長は、子ども (第2条第3号ウに規定する児童を除く。次条において同じ。)の保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 略

(支給の方法)

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を、次の各号に掲げる区分において、当該各号に定める方法により
支給するものとする。

(1) 第2条第3号ウに規定する児童 当該児童の保護者の請求に基づき支給する。

(2) 前号以外の子ども 保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支給する。

2 前項第2号の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、又はその他町長が第1項第2号に規定する方法によりがたいと認めたときは、同号の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 町長は、施行日前においても、改正後の筑前町子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号に規定する乳幼児及び同条第3号に規定する児童に係る子ども医療費の受給資格の認定及び当該認定を受けた受給資格者に対する子ども医療証の交付をすることができる。